

京都市告示第 355 号

地方自治法第 74 条第 1 項の規定に基づき平成 23 年 1 月 5 日に提出された「京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例」の改正に係る請求を受理したので、同法第 74 条第 2 項及び同法施行令第 98 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり請求代表者の住所氏名及び請求の要旨を告示します。

平成 23 年 1 月 6 日

京都市長 門川 大作

1 請求代表者

住所 京都市左京区下鴨蓼倉町 16 番地の 13

氏名 村山 祥栄

住所 京都市北区紫竹西南町 78 番地 3

氏名 村山 征希

住所 京都市中京区槌屋町 607 番地

氏名 佐々木 隆吏

住所 京都市右京区嵯峨朝日町 2 番地の 3

嵐山グランドシティ 612 号

氏名 江村 麻里

住所 京都市西京区松尾大利町 18 番地 39

氏名 上野 文男

住所 京都市伏見区深草西浦町八丁目 93 番地

メゾン・ド・ルフレ 111 号室

氏名 松永 卓也

2 請求の要旨

(以下「京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を改正する条例制定請求書」から)

1 京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部を改正する条例制定要求の要旨

●行財政改革は市の最優先課題であり、改革の先頭に立つ議会は率先して議会改革に取り組むべきである。

●不公平感のある1.5倍を超える一票の格差を是正し、公平な選挙を実現すること。

●京都府でも定数削減が実施。他都市と比べても定数の多い京都市は定員の見直しをするべきである。

上記の理由から、議員定数を9名削減し、徹底した議会改革を実現しましょう。

京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例(平成14年3月29日京都市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第1条中「69人」を「60人」に改め、第2条「北区選挙区 6人」を「北区選挙区 5人」に、「上京区選挙区 5人」を「上京区選挙区 4人」に、「左京区選挙区 9人」を「左京区選挙区 7人」に、「中京区選挙区 5人」を「中京区選挙区 4人」に、「下京区選挙区 4人」を「下京区選挙区 3人」に、「南区選挙区 5人」を「南区選挙区 4人」に、「右京区選挙区 9人」を「右京区選挙区 8人」に、「伏見区選挙区 12人」を「伏見区選挙区 11人」にそれぞれ改める。

附則

(施行期日) 1 この条例は平成23年2月1日から施行する。

(適用区分) 2 この条例の規定(次項の規定を除く。)は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用し、当該一般選挙の期日の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

(行財政局総務部総務課)